

# 都市環境福祉常任委員会会議録

(令和8年6月19日)

交野市議会

交野市議会

# 都市環境福祉常任委員会

時 間

10:00～10:52

案 件 1. 付託案件審査について

議案第26号 専決処分事項報告について（交野市税条例の一部を改正する条例）

議案第30号 交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会条例の制定について

議案第32号 交野市税条例の一部を改正する条例について

議案第34号 交野市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第35号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第36号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案第37号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

議案第38号 訴訟の和解及び損害賠償の額の決定について

議案第41号 財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（1-B型）の購入）

議案第43号 令和8年度交野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 令和8年度交野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 令和8年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 令和8年度交野市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第47号 令和8年度交野市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第50号 令和8年度交野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第51号 令和8年度交野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第52号 令和8年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

4. その他

出席委員（6名）

委員長	中谷政人	副委員長	藤田茉里
委員	野口陽輔	委員	安部敬子
委員	堀天地	委員	坂本 顕

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	山本 景	副 市 長	山添 学
		危機管理監	

理事兼 都市まちづくり 部長	竹内一生	理事兼 上下水道部長	藤井大史
総務部長	南賢治	企画財政部長兼 上下水道部	苗村徹
市民部長	小川暢子	健康福祉部長兼 福祉事務所長	北井多栄子
総務部次長	今堀祐児	市民部次長兼 市民課長	菅和美
市民部次長兼 課税課長	東田和成	健康福祉部次長 兼健康増進課長	早野多恵子
都市まちづくり 部次長	藤原功	上下水道部次長	伊藤雄一郎
上下水道部次長	奥野忠	上下水道部次長 兼上下水道部 総務課長	井上成博
上下水道部次長 兼上下水道部 下水道課長	仲谷倫由	消防次長兼 消防本部次長兼 消防署長	西中敦也
消防本部次長兼 総務課長	今西和義	総務部総務課長 兼消費生活 センター長	船戸貴彰
人事課長	植垣和貴	財務課長兼 上下水道部	厚主敏治
医療保険課長	堤下栄基	収納管理課長	山口始
高齢介護課長	福田美樹	土木管理課長	土井章央
工務課長	乾正義	浄水課長	加門高志
消防本部 総務課長代理兼 消防団係長	小野高広	警備1課長	吉村孝人
警備1課長	池埜智彦	総務部総務課長 代理	安永雄一
課税課長代理兼 固定資産税係長	森本一穂	課税課長代理兼 税務総務係長	吉田邦重
土木管理課長 代理	金居雅俊	工務課長代理	中西崇仁
下水道課長代理	中村貴博	下水道課長代理	小林康一
警備1課長代理 兼通信指令係長	今出久雄		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村健一	局次長	大湾桂子
主任	松井彰宏		

(午前10時00分 開議)

1. 委員長（中谷政人） おはようございます。

本日は、都市環境福祉常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから都市環境福祉常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） おはようございます。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は6名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書、参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダ内の令和8年第2回議会（6月定例会）フォルダにあります議案書・参考資料フォルダに格納しています。

また、その他の資料は、都市環境福祉常任委員会フォルダ内のR080619フォルダに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長（中谷政人） あらかじめ申し上げます。

本委員会に付託されている議案第50号から議案第52号は、資料請求希望がなかったため、本日、案件2、資料請求については行わず、付託案件審査を行います。

理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長（山本 景） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、大変お忙しい中であるにもかかわらず、都市環境福祉常任委員会を開催くださりましてありがとうございます。

去る6月4日並びに12日の本会議におきまして、本市といたしまして提案をいたしましたうち、本委員会に付託をされました案件につきまして、この場にてご審議をお願いをするところでございます。

具体の中身で申しましたら、条例の一部改正に関する専決処分事項報告が1件、条例の制定に関する議案が1件、条例の一部改正に関する議案が3件、規約の変更協議に関する議案が2件、訴訟の和解及び損害賠償額の決定に関する議案が1件、財産の取得に関する議案が1件、令和8年度特別会計と補正予算に関する議案が8件、以上17件でございます。

慎重なるご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

1. 委員長（中谷政人） これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付された各議案は、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

質疑に際し、理事者からの議案説明は省略したいと思います。

また、各委員は、初めに資料のページ数をお示してください。

なお、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受けて、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されております議案第35号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 副委員長（藤田菜里） おはようございます。よろしくお願いいたします。

1点だけ確認したいんですけども、この公務災害の補償を実際に行わなくちゃいけないという事案が起こったときの流れですね。対象かどうかを例えば何か審議会みたいなものにかけるのかとか、その判断というのはどういうふうにされていくのかというのを確認したいんですけども。

1. 消防本部総務課長代理兼消防団係長（小野高広） お答えいたします。

まず、スケジュールなんですけれども、まず、残念ながらそういう事案が起こってしまったときに、消防団員等公務災害等の補償基金というところに事故報告をさせていただいて、これは公務災害なのかソッキンサイガイなのかということで判断していただきます。それが大体発生から3日から1週間ぐらいかかるんですけども、その後、公務上、認定された後に一応公務災害の補償申請、これの葬祭補償も含めての申請を行ったそれから1から2週間後に、申請した後に、認められるのが大体2、3か月後に請求の認定が下りるという手はずになっております。

以上となります。

1. 副委員長（藤田菜里） 今、ご遺族が申請するという形になるのが主な流れなのかなと思っているんですけども、期限とか、公務災害なのか公務災害じゃないのかというところの判断でもめたときとか、そういう事態がないにこしたことはないんですけども、そういう事態が起きたとき、この条例が適用される期限とか、いつまでに補償の申請というのをしなければいけないとかというところは何か決められているのか。一定その申請が公務災害と認められて申請がされれば、期限なくそれは認められるということになるのか、そのあたりはどうですか。

1. 消防本部総務課長代理兼消防団係長（小野高広） お答えいたします。

令和5年度に残念ながら消防団員が公務でけがをされまして、その際にちょっと期間が空いて申請させていただいていたんですけども、その際に基金にお聞きしたところ、期限はないということでお聞きしております。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(1-B型)の購入)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長(藤田茉莉) よろしくお願ひします。

特殊車両の購入ということで、気になるところが、このナフサ不足とかという状況を受けての納車ですね。仮契約が5月1日付でされてはいるんですけども、実際に納車となると一定時間がかかるのか、そのあたりどういう見通しを持たれているのか教えてください。

1. 警備1課長(吉村孝人) お答えいたします。

契約時の仕様書では年度内の納期を予定しておりましたが、中東情勢の影響により、部品、原材料調達に遅れが生じることが予想され、納期の遅延の可能性がございます。

以上です。

1. 副委員長(藤田茉莉) やはり納期が遅れる可能性はあるということで、今ある車両と交換する形で新しい車両の購入になると思うんですけども、今ある車両の使用期限みたいなのが賞味期限とは違うので一定延ばせるとは思うんですけども、そのあたりは点検も含めて大丈夫ということで、この新しい車両が導入されるまではそれを使い続けられるということによろしいんですか。

1. 警備1課長(吉村孝人) はい、そのとおりでございます。

以上です。

1. 委員長(中谷政人) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(中谷政人) 次に、議案第30号 交野市上下水道施設包括的管理業務委託事業者選定審査委員会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（安部敬子） 第4条のところで委員の構成が書かれているんですけども、学識経験者というのはどういう人を指すのか、市民の代表者というのはどういう人を想定しているのかということと、おのおの人数の想定とかがあれば教えてください。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

こちらの委員につきましては、6名の構成を考えてございまして、まず、学識経験者というところで、こちらのほうは大学の教授と、あとは、もう1人は会計に詳しい公認会計士を想定してございます。

次に、市民の代表者というところは、区会の代表の方を想定してございまして、あと、本市職員につきましては、総務・企画系の職員を2名を考えてございまして、あとその他としましては、やはり下水道も流域下水となっていますので、大阪府の東部流域下水道事務所の方にも1名を考えてくださって、合計6名を考えてございます。

1. 委員（安部敬子） 市民の代表者とか、それぞれの人数はまた想定はありますか。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） 市民の代表というのは、町内の会長か代表の方なので、お一人を考えております。

1. 委員長（中谷政人） ほかにございせんか。

1. 副委員長（藤田茉里） よろしく申し上げます。

この第4条の構成なんですけれども、今ご答弁いただいたとおりのかなと思うんですけども、今回のウォーターPPPの3.5というところでいうと、契約が10年という長期契約になるということもありまして、会計に詳しい学識の方を入れるということなんですけれども、契約行為のところでの判断とかも適正にするために例えば弁護士を入れるとか、そういったことも必要ではないかなとは思いますが、その他市長が必要と認める者というふうな（4）で書かれていますので、入れることはあり得るのかなと思うんですが、委員6人以内というふうになっていますので、例えば弁護士などを入れたほうがいいのかと市長が判断した場合に入れられる余力があるのかということが少し懸念するところなんです、そのあたりはいかがでしょうか。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

委員の構成につきましては、先ほど申し上げた内容になってございまして、法律関係のところは、現在、発注支援業務を業務委託をいたしてございまして、こちらのほうが最後の契約に至るまでの支援業務ですので、そちらのほうの支援業務の中に弁護士の支援というのが入っています。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

それと、あと、この審議会はどれぐらい開催予定なのか。いつから、ほかの資料に9月から始まると書いてあったかなと思うんですけども、開催スケジュール、どれぐらいを考えておられるのか教えてください。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりでございまして、まず、第1回目を9月もしくは8月下旬頃に、第1回目にまず発注の内容をご審議いただくところをまず第1回目と考えてございまして、次、公募は10月頃から考えてございまして、公募前にももう一度ご審議いただきまして、その後、2か月間、公募を考えてございまして、年明けましてからの審査が入りますので、年明けてから第3回のプレゼンですね、3回目の審議をいただいて、最後、

お越しいただいての委員会というのは、おおむね3回ないしは4回程度を考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） 予算審議のときにも意見としては言わせていただいていたと思うんですけども、やはり公募をするまでの間にどういう仕様書にするのかということがかかなり難しいんじゃないかなと思うんですけども、今、スケジュールを聞きましたら、8月下旬から9月に1回目を開いて、そこでその内容を詰めていくということで、1か月足らずで公募ということは今言われたんですけども、その1か月足らずの間の開催というのは多分1回ぐらいになるのかなと思うんですけども、それで本当に慎重審議、中身を詰めて、懸念事項とかも詰めていける、実際に将来的に市民に何か不利益になるようなことがないよというところで議論が詰められるのかということ、ちょっとスケジュールが急過ぎるのではないかなというふうな気がして仕方がないんですけども、そこはそのスケジュールで本当に大丈夫なのか。学識の方とかも入っていただいているとはいえど、もう少し議論の時間というのは持つべきではないのかなと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりで、確かにこちらの業務のほう、非常に多岐にわたって、ご審議いただくのもおっしゃるとおりでお時間かかると思っていますので、現時点でも要求水準の作成というのは取りかかっています。当初予定していた第1回目が、もしくは早まるようでしたら早めに第1回目を開いて、ご審議いただいて、できるだけ長めに審議いただけるように調整させてもらっています。

1. 副委員長（藤田茉里） ぜひ最初の内容の詰めるところがとても大事になると思っていますので、そこは丁寧に、時間が必要であれば、ちゃんと時間をかけながら審議を尽くしていただきたいというふうに思います。

それと、条例文も見させていただいたんですけども、少し懸念するのが、利害関係者とかそういったところをきっちり排除して審議委員も決めていかなきゃいけないというふうに思うんですけども、そのあたりの規定というのが条例の中にも書かれていないなと思うんです。そこは規則とか要綱という形で透明性の担保というところでやっていく必要があるのかなと思うんですけども、そのあたりは、今、検討はどのようになっておられるのか教えてください。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

条例に書いてございますとおおり、こちらの委員のほうを委嘱されましたら、やはり守秘義務というのがございますので、そこはしっかり守っていただく必要があるのかなとは思ってございまして、おっしゃるとおり、こちらの規則、規定というのは策定の予定はございませんけれども、まず、我々ちょっと考えてございますは、まず、事業者側のほう、応募する側ですね、そちらのほうにも例えば委員会の委員のほうに接触しないような形で、募集のところ、そこで例えば委員に接触しないような内容を条項も盛り込んでいこうとは考えております。

あと1点、委員側のほうも、やはり副委員長のご懸念のところもございまして、まず我々要請しまして、委員の承諾をいただきましたら、そこで委員側からも、その辺、公平公正に審議いただけるという形のご誓約ですね、誓約書みたいな形をご提出いただくという形を考えてございまして、その辺の案をほぼほぼつくってございまして、これからちよ

っと庁内の法務チェックをかけていくところでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 民間企業と10年間の長期にわたる契約ということになりますので、やはり企業選定をする委員会というふうになってくるので、それを構成する委員さんには一定そうした情報漏えいの禁止だとか、利害関係者との接触はしてはいけないとか、そういったところをちゃんと、本来であれば条例に位置づけるのか、要綱、規則を設けるのかというのが妥当なところかなとは思ってはいるんですけども、今そうした誓約を結ぶというところで答弁いただいていますので、そのあたりしっかり担保していただけるように、将来的にも疑念が残らないような形で進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 交野市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） 資料の123ページのところに、政策等を必要とする背景というところで説明書きがあって、今回、渚水みらいセンターにおける処理水の再利用事業が廃止されたということが書かれているんですけども、ちょっと理解していなくて、これがなぜ廃止されたのかということなどを少し説明いただきたいんですが。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

まず、こちらの内容につきましては、交野市の下水処理というのは、もうほぼほぼ渚処理場のほうに行っていてございまして、そちらのほうから淀川の排水じゃなくて寝屋川のほうに排水ポンプで排水をしてございまして、その排水の過程で出る、高度処理水ですので非常にきれいな水ですので、それを処理水の活用事業というところで、枚方市の駅前の施設で、例えばココデアレとか、せせらぎとか、そういうところで枚方市さんと市駅で処理水を使った事業をされておったんですけども、なかなかこの処理水を使う事業というのが、施設も処理水、独自の施設が必要になったりして、維持管理というのも枚方市さんは非常に苦労されてございまして、この処理水事業というのを全て枚方市さんのほうから廃止したいというお答えがあって、昨年度に実は廃止をされてございまして、処理水をこちらで枚方市駅前で使うことによって淀川に流れていってしまうので、そのための上乘せ基準がありましたので、今回、この処理水事業がなくなって、淀川に行く排水がなくなったので、全て今、寝屋川のほうに排水が行きますので、上乘せの基準がなくなったということになっています。

1. 副委員長（藤田茉莉） 分かりました。

もう1点、気になるのは、市の費用面でどういう影響を受けるのか。基準をクリアするために処理しないとイケない、そういうところにコストがかかっていたと思うんですけども、そのあたりが減ってくるのかなとは思いますが、どれぐらいの影響額を見ているのか教えていただけますか。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

こちらの処理水がなくなることによっての影響というのは、市の予算には特に影響はございません。影響がございますのは、この条例で規制がかかっているのは交野市内での事業所の排水の規制ですので、事業所が淀川水系へ流すことによって厳しめの規制になってございましたので、事業所のほうが、除害施設というんですけども、そういう施設を、淀川水系に合わせた施設を造る必要があったので、市の負担というのは特に影響はございません。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 令和8年度交野市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（安部敬子） お願いします。

参考資料の165ページと請求した資料の2ページ、費用を出していただいております。ありがとうございました。

年間、8年度相当額と令和9年度以降の1年当たりの換算で、大体1千万円ほど後者のほうが高くなっているなどというふうに思いましたが、業務がまとまることとか下水道の国庫補助が条件ということで一定理解をしています。

今後契約に至るんですけれども、以前に一般質問で災害時のときのことをお伺いしてまして、一緒に訓練をして動けるようにしているということも聞いたかと思うんですけれども、今回、災害時に業者さんにも協力をいただけるのか、そのあたりどう進めていく予定なのかということと、募集の条件とか契約にも含まれるのかということ併せて教えてください。

1. 上下水道部次長（奥野 忠） お答えいたします。

災害時ですけれども、今のところ、緊急漏水の修繕のほうを当然この業務に入れていまして、当然災害時は、取った業者さんと関連の協力会社さんをお願いする形になるかと思っております。

以上です。

1. 委員（安部敬子） 特に災害時だからというふうに規定があるわけじゃなくて、漏水をしたときには対応するのが当然だからという認識ですか。

1. 上下水道部次長（奥野 忠） はい、そのとおりです。

1. 委員（安部敬子） これまで訓練されていたのは上水のことだったかどうかちょっと自信がないんですけれども、何かそういうふうな連携はありましたでしょうか。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

これまでご質問をいただいた中でも、おっしゃるとおりで、訓練というのは、今、下水道の包括の中で事業者からの提案がございまして、災害時の訓練というのは、例えば停電時の非常用電源でのポンプの運転とか、あとは幹線管路を点検ルートというのは、非常時、我々決めてございまして、そういう重要路線を見て回るような点検というのを毎年のように事業者と併せてやっておりますので、これから上下のほうで包括委託になってきますので、こちらのほうは引き続きやっていけたらと思っております。

1. 委員（安部敬子） よろしく申し上げます。

あと、以前も市が運営権を手放さないということはお伺いしているんですけれども、業者さんの業務をしっかり管理下に置けるようにという意味で、何か考えておられることがあったら教えてください。

1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。

運営権につきましては、以前からお答えさせていただきますので、今回レベル3.5でございまして、そちらのほうは考えてございます。

事業者の監視体制につきましては、上下水で統括管理業務という業務を業務の中で要るようございまして、その中でモニタリングを事業者がしていく内容が、今の包括業務でも入っているんですけれども、モニタリングをしていただいて、各事業者がその要求水準どおり事業ができていくというのは、自らがモニタリングすることによって、それを例えば半年か1年に1回、市のほうに報告して、しっかり事業が要求水準どおりできているかというのは、監視はそちらのほうでできているのかなとは思っています。

1. 委員（安部敬子） その辺、しっかりしていただきたくて、今聞いたのは半年に1回、1年に1回だと、すごく間が空いているなという気がするんですけども、業者さんとのやり取りはどのペースで顔を合わせてというのはされるのでしょうか。
1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。  
事業者との定例というのは、毎月、顔を合わせてやってございまして、そこで問題点等、ご報告を毎月意見を交換させていただいてございまして、定期的なモニタリングの報告というのは半年に1回頂戴してございまして、まとめた1年間の報告というのも、1年、事業を終わった後にはご報告をいただいております。
1. 委員（安部敬子） 理解しました。  
上水は特に大切なインフラだと思うので、しっかり市の管理下で運用していただくことを改めてお願いします。  
以上です。
1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。  
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（発言する者なし）
1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。  
これより議案第46号を採決します。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議案第47号 令和8年度交野市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
1. 委員（安部敬子） 請求した資料の3ページ、先ほどの上水のほうでも出していただいて、上下水で合わせたら年間3千万ぐらいの価格とか、ウォーターPPPのほうが高額やったんですけども、債務負担で上限だということと、今後も管路更新と耐震とで国庫補助が受け取っていくということ、あと、委託の一本化で事務負担がぐっと減ると聞いていますので、妥当な金額なのかなと考えております。  
あと、物価高騰で今後もエネルギーとか人件費で上がっていくとは思いますが、そのあたりの料金、費用面での追加になるのかということをご教えてください。
1. 上下水道部次長兼上下水道部下水道課長（仲谷倫由） お答えさせていただきます。  
委員お述べの物価高騰というのは、やはりこちらの予算組みのところから実は当初、例年からの予算というのは少し上がってございまして、ただ、これからの10年間の契約の中での物価スライドというのは一旦この予算の中には見込んでございまして、9年度からの10年分というところで、ただ、大幅に物価が上昇してきたような物価スライドというのは、やはりこれから事業者とのその都度の協議になりますので、変更契約等で対応していったら、予算が足りないようでしたら、受託の場合は補正予算で対応を考えてございまして。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） 水道、下水道と併せてだと思っんですけれども、今回の予算の中で契約をしていくときに、例えば企業の選定で外資とかそういったところも入り込んでくるのかどうか。交野の単独でとなると、そこまで懸念する必要ないのかなと思う反面、扉は開けるかどうかは大事やと思っんですけれども、物価高騰とか円安の影響を受けてとなると、もっとも外資とかが入ってきたら上がっていくという可能性もあるのかなというのを少し懸念しているんですけれども、そのあたりは何か一定線引きをするのか、今どういうふうに考えていますか。

1. 理事兼上下水道部長（藤井大史） お答えいたします。

まず、今、市のほうの積算をつくっております。この積算のところの基準単価というのは日本の単価で、これは、国交省、大阪府を通じてうちのところにも来ている。この積算基準のこの単価が、物価スライドで上がります。上がれば、国のほうからそれに準じて建設業のほうには上げなさいよというのがこれまででございます。当然その部分で上がれば、うちのほうも協議はさせていただく。ただ、本国が上がったのだとかということ、外資であったとしても、いや、日本は日本の積算基準があつて、その部分でということでは説明させていただくという考えでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） ということは、選定の中では外資系を入れないとかそういったことは考えていないということですかね。

1. 理事兼上下水道部長（藤井大史） 今の選定の中で外資は入れないということではないところで

1. 副委員長（藤田茉里） 上下水道のインフラ事業を外資系の企業が取るかどうかは分かりませんが、なかなかそこは危険やと思っんです。なので、やっぱり住民の暮らしに直結する、特に水道なんかは飲み水というところでは命に直結するインフラの事業なので、そこはしっかり安全なところを選ぶということが最大限必要かなと思いますので、先ほどの条例のところ、審議会の設置条例のところにも関わってくる話かなと思っんですけれども、そのあたりは市としてどういう企業を選ぶのか、どういう企業と契約をして税金をそこに投入するのか、委託料としてお支払いするのかということでは、外資系をどうするかということについてはしっかり考え方をやっていただきたいと思いますところを意見として申し上げておきます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よつて、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第44号 令和8年度交野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 副委員長（藤田茉里） よろしくをお願いします。

昨年度の返還金と比較したら4千万ほど今回減っているという状況で、結構減っている額としては大きいのかなと思ったんですけども、その大きな要因はどう見たらいいのか教えてください。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答えいたします。

昨年度は確かに6千万ほどの返還金があったんですけども、介護給付費負担金等が上がっておりました。今回は、返還というよりも、むしろもらう側のほうが大きかったので、介護給付費負担金のほうは計上しておりません。実質毎年計上させていただいております地域支援事業交付金、それらが今回の計上分となっております。

1. 副委員長（藤田茉里） 介護給付費のところは計上されていないということは、やはり介護サービスを受ける人が増えているということでしょうか。

1. 高齢介護課長（福田美樹） はい、そのとおりでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） それと、今回2千万円ほどの返還をして、基金というのはどれぐらいになるのか、残高を教えてください。

1. 高齢介護課長（福田美樹） お答えいたします。

今回3億1千万取崩しをいたしまして、残りとしたしましては5億5千万程度になります。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和8年度交野市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(中谷政人) 次に、議案第38号 訴訟の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長(中谷政人) 次に、議案第26号 専決処分事項報告について(交野市税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1. 副委員長(藤田茉里) よろしくをお願いします。

今回、令和8年度の税制改正を受けての条例改正なので、国が決められているところは十分理解した上で、今回、課税最低限の引上げというところが地方自治体の税収にどう影響するかと論点として国会の中でも議論されていたように記憶するんですけども、交野市の場合は今回の税制改正でどれぐらい市民税の減収というところを見込んでいるのか、そのあたりの見込みを教えてくださいませんか。

1. 市民部次長兼課税課長(東田和成) お答えいたします。

今回の改正につきましては、免税点未満の引下げであったりとかというところがございますけれども、大勢に大きく影響がないというふうに考えておまして、一定100万、200万というところは減収されるというふうな想定でございます。

1. 副委員長(藤田茉里) 分かりました。

あと、今回のこの8年度改正で個人住民税の最低保障額が最大74万円引き上げられるんです。このあたりで影響出てくるのかなと思ったんですけども、これとは違うんでしょうか。

1. 市民部次長兼課税課長（東田和成） お答えいたします。

今ちょっとご質問の中身が分からないですけども、市民税につきましては、特に基礎控除とかそういったものは改正がございませんので、大きく影響がないというふうに考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第32号 交野市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第36号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和8年度交野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 令和8年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和8年度交野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(発言する者なし)

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 令和8年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成は、私に一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、案件2の資料請求については、冒頭にも申し上げましたが、請求希望がなかったため、行いません。

次に、案件3の所管事務調査について、交野市議会委員会条例第2条に規定されている本委員会の所管事項については、行政計画等も含め、閉会中に事務調査を実施したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、本委員会の閉会中所管事務調査の申出を議長に提出したいと思います。

この際、その他として何かありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ないようでしたら、以上で都市環境福祉常任委員会を散会します。どうもお疲れさまでした。

（午前10時52分 散会）

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

校正前原稿